

債権譲渡担保論の批判的検討（一）

鳥谷部 茂

一 本稿の視角

二 債権譲渡担保の認定と効力

三 将来債権・集合債権の譲渡・譲渡担保（以下、次号）

四 債権譲渡担保と国税債権との優劣

五 債務者・第三取得者の保護と第三者との公平性

六 むすび

一 本稿の視角

1 問題提起

債権・集合債権を目的とする譲渡担保は、実務においてきわめて多く利用されている。^①また、学説によって活発に論じられ、これを肯定する最高裁判例も少なからず登場している。^②さらに、債権譲渡対抗要件特例法が改正され、動産債権譲渡特例法として第三者対抗要件の範囲が拡張された。

しかし、それらの前提としての債権譲渡担保の基礎理論は明確であろうか。従来の学説・判例を一瞥してみると、そもそも、債権譲渡担保とは何かが明確に定義されていないように思われる。また、どのように債権譲渡担保を認定

するの明確でない。その結果、債権譲渡と債権譲渡担保の差異が曖昧なまま論じられている。契約当事者の合意の性質と内容、それらと効力の関係が明確でない。さらに、当事者の権利と対抗要件の内容、対抗要件の内容と第三債務者（譲渡目的債権の債務者）・第三者への効力の関係なども明確でないように思われる。³⁾

担保目的だから担保権の効力を与えるというのみでは、当事者の合意に基づいた債権譲渡担保契約の性質や効力を明らかにしたことになる。本稿では、①譲渡担保とは何か、どのように認定するのか、②債権譲渡担保契約によって当事者はどのような権利を取得するのか、担保権という担保物権は存在しないので、譲渡担保とはどのような内容の担保権か。③その対抗要件は何か、内容の一致しない公示は担保物権の対抗要件たりえるのか。④債権移転の対抗要件を具備した場合における債務者（譲渡人）および第三債務者の保護はどのようにあるべきか、について検討する。

2 筆者の立場

(1) 担保目的物ごとの検討⁴⁾

筆者の問題意識は、担保の合意が当事者間で明確である代理受領や振込指定については、債権が侵害された場合に不法行為に基づく損害賠償の対象となりうるが、担保の効力は与えられなかった。反対に、担保としての合意はまったく存在しないにもかかわらず、法定相殺や相殺予約は、債権質権以上の効力（優先弁済的効力）が与えられてきたことにある。

それらは、同じように債権を目的とする担保方法でありながら、どのように検討するのが妥当であろうか。債権の譲渡担保を論ずる場合、不動産の譲渡担保、動産の譲渡担保と同一の法的構成の下に論ずるのが一般的である。しか

し、それらの譲渡担保は、それぞれの担保目的物が異なるので、当事者の合意内容、利用状況、對抗要件がそれぞれ異なりうる。したがって、これらの差異に応じた検討が必要であり、同じく債権を目的とする債権質権、債権譲渡担保、代理受領・振込指定、法定相殺・相殺予約、各種の代位権、債権の差押えなどと比較しながら、その性質、独自性、効力を明らかにするのが妥当であると考えるに至った。^⑤

(2) 担保合意・担保構造・担保の効力

代理受領、相殺、債権譲渡担保の判例をみれば解かるように、担保の効力は、担保の目的から直接発生するものではなく、また、債権を目的とする担保だからといって、それらの担保方法がすべて典型担保である債権質と同じ効力になるわけではない。いずれも何らかの独自性を有し、担保の内容も異なる。そこで、筆者は、担保の目的は同じであつても、担保の合意内容によつて、各担保方法の担保構造が異なり、この担保構造の差異によつて、担保の効力が異なってくるものと考えた。したがって、重要なのは、当事者間でどのような内容の合意をしたのか。また、その合意内容はどのような担保構造を有するのか、この担保構造の独自性から各担保方法の差異を説明でき、これを明らかにすることによつて担保の効力を導くことができるものである。^⑥

以上に加えて、担保の効力である担保の優先順位を決める對抗要件については、合理的な規定がある場合を除き、その前提としてスタートが同じでなければならぬことを指摘しておきたい。法理論・法的構成といいうるためには、公平な基準に基づくもので、関係者や一般市民から見ても公平であると信頼されるものでなければならぬからである。^⑦

二 債権譲渡担保の認定と効力

1 従来の「法的構成」

従来の教科書では、担保であれば所有権は移転しない、だから所有権（債権）移転構成はとりえないもので、担保的構成が妥当であるとされてきた。このような見解は、判例法の推移に合致しているのであろうか。また、債権質と非典型担保（債権譲渡担保、相殺予約、代理受領など）との差異・優劣、さらに非典型担保相互の優劣や独自性を説明できるであらうか。

このような見解に対しては、判例による譲渡担保法理の発展を確認しておく必要がある。判例法理は、不動産の譲渡担保について、所有権が移転するという構成（内外共移転）の下で、清算、受戻権、利用権を肯定した。無論、その後の発展が十分であったかといえば、十分ではなかった。ここでは、譲渡担保債務者の清算請求権、受戻権、利用権を肯定したのは、所有権（債権）非移転構成（担保権構成）の下ではなく、所有権（債権）移転構成の下であったことを確認しておきたい。⁸⁾

また、従来の学説の分類では、所有権的構成には信託的譲渡説のみが該当し、担保的構成には、所有権が移転する構成（二段物権変動説、設定者留保権説、物権的期待権説など）と所有権が移転しない構成（抵当権説、担保権説）の双方が含まれるとされてきた。このような学説の分類の仕方には問題があることはすでに指摘した。⁹⁾

2 債権譲渡担保の認定

債権譲渡担保は、どのような要件の下で認定されるのであろうか。最近の最判平成一九・二・一五金商一二六四号一八頁、判例タイムズ一二三七号一四〇頁は、当該債権譲渡担保契約が「債務者が債権者に対して負担する一切の債務の担保として」締結されたこと、「将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約」または「将来発生すべき債権を目的とする譲渡担保契約」であることを認定している。また、判決文中では、「譲渡担保契約に係る債権の譲渡」との表現もみられる。しかし、第一審・原審を通して、目的債権の移転に重点が置かれ、譲渡担保の効力の前提となる、具体的な被担保債権の存否は明確にされなかった。上記判例と同じように、多くの裁判例では、債権譲渡と債権譲渡担保がどのような関係にあるのか明確でない。要するに、何をもちて債権譲渡担保とするのか明確でないまま債権譲渡の効力だけが与えられているようにも思われる⁽¹⁰⁾。

そこで、まず、債権譲渡契約と債権譲渡担保契約の性質から見よう。債権譲渡は、譲受人に債権が移転したとの合意(準物権行為)であり、単に債権を移転する債務を負担する合意(債権行為)にとどまるものではない。これに対して、債権譲渡担保は、譲渡担保債権者の譲渡担保債務者に対する債権の回収を確保するために、譲渡担保債務者が第三債務者に対して有する目的債権を譲渡担保債権者に移転することをいう。その対抗要件は、民法四六七条の通知であるとされてきた。債権が移転していないのに民法四六七条の通知が対抗要件となることはない。以上のようなことから、債権譲渡担保の認定には、①債権者が債務者に被担保債権を有すること、②債権者と債務者の間で債権譲渡がなされたこと、③この債権譲渡は被担保債権を担保(回収)するためであること、が必要であるといえる⁽¹¹⁾ことができる。

これに対して、いわゆる担保権構成を採用した場合、債権譲渡担保は担保権(又は債権質権)の設定であり、債権は債権者に移転しないことになるから、民法四六七条の通知は対抗要件になりえない。また、第三債務者に譲渡担保

権設定の通知をした場合、第三債務者は、債権がいつ移転するのか、まったく移転することはないのか、担保権という担保物は存在しないので債権者はそのような実体的権利を取得したのかが明らかでないことになり、債権譲渡担保の認定も異なることになろう。

3 債権譲渡担保における当事者の権利内容

債権譲渡担保における当事者の権利は、何に基づいて生ずるのであるのか。ここでは、約定非典型担保について、当事者間の権利を当事者間の合意から導き（修正されることがある）、その権利を確定した上で、その権利を第三者に対抗できるかどうか吟味するという検討方法をとる。したがって、担保目的から直ちに担保権としての効力を付与したり、いきなり権利質を準用・類推適用するという検討方法は採用しない。¹³⁾

(1) 当事者の権利内容¹⁴⁾

債権譲渡担保契約は約定担保契約であり、当事者における意思表示（合意）のみにより、譲渡担保債権者は、当該目的債権を取得する。その通知・承諾は、あくまで対抗要件に過ぎず、この対抗要件を具備した場合には、目的債権の取得を第三債務者および第三者に対抗できる。対抗要件の内容については、後述する。他方、譲渡担保債務者は、譲渡債権と被担保債権に差額があるときは、以下に述べるような清算金請求権を有する。さらに、譲渡担保債務者が譲渡担保債権者から目的債権の取立権を委任されること自体は、譲渡担保債権者に目的債権が帰属することと矛盾しない。むしろ、譲渡担保債権者に帰属することが、譲渡担保債務者に委任する根拠となっている。単なる担保権者は取立権を委任する権限を有しないからである。ただし、このような仕組みがどのような方法・機能のために行われるかについては別途検討が必要である（後掲五参照）。

反対に、目的債権が移転しなければ債権者の取得した権利は何か。これを第三者に対抗できるか。前述のように、担保権という担保物権は存在しない。債権が移転しない譲渡担保権の中身はどういう内容の担保権なのか明らかにされなければならない。

(2) 清算金請求権⁽¹⁵⁾

担保としては、被担保債権を回収することが必要であり、この目的を達すればすべて満足を得たことになる。したがって、差額がある場合には清算は必須である。この法理は、当初は譲渡担保の判例により、後には仮登記担保契約に関する判例法によって形成されてきたものである。これに対して、担保であるということと、目的債権が移転することは矛盾するわけではない。債権回収を第三債務者及び第三者に対抗できるためには、目的債権の移転とその対抗要件が必要であるからである。

(3) 受戻権の発生・不発生⁽¹⁶⁾

不動産の仮登記担保及び譲渡担保における受戻権は、所有権が仮登記担保又は譲渡担保債権者に移転した後に、一定の事由により仮登記担保又は譲渡担保債務者に発生する形成権である(仮登記担保法二一条一項)。したがって、所有権が債権者に移転した後でなければ、その所有権を受け戻すということもありえない。

さて、債権譲渡担保における受戻権は、不動産や動産の譲渡担保と同様に解することが妥当であろうか。担保目的物ごとの検討からは、指名債権の譲渡担保においては、不動産譲渡担保と異なり、受戻権は行使されない。ゴルフ会員権・特許権等の譲渡担保のように、その権利自体に利用価値があるような場合を除き、一般の指名債権を目的とする譲渡担保の場合には、原則として債務者に債権本体の受戻権は生じない。なぜならば、その目的債権は担保目的であると同時に支払手段を兼ねており、清算さえ行われればそれによって双方ともすべて目的を達成(満足)するから

である。例外的に、対抗要件を備える前の譲渡担保契約の法定解除・合意解除や清算部分の組戻しはありうる。しかし、これらはいずれも被担保債権全額を弁済することによって譲渡目的債権の本体を取り戻すという上記の受戻権にはあたらない。この点で、以前に論じたことがある、いわゆる戻し譲渡（受戻権）は、指名債権の譲渡担保においては意義を有しないので、旧稿を一部修正する。¹⁷⁾

債権譲渡担保の場合は、担保合意が明確であるときでも、移転したとの合意があることおよび受戻権が生じないことから、債権が移転しないという構成（非移転構成）をとることは妥当ではないと考える。

(4) 債権譲渡と債権譲渡担保との効力の差異

債権譲渡と債権譲渡担保との差異を明確にするものは少ない。純粹の債権譲渡は、債権移転を内容とする準物権行為である。また、清算義務を発生させる根拠を内包するものではない。これに対して、債権譲渡担保では、目的債権額が被担保債権を上回る場合には、債権者に清算が義務付けられる。ただし、一般指名債権の譲渡担保は、前述のように、不動産譲渡担保と異なり、受戻権は生じない。

これに関連して、資産の流動化・証券化との関係では、譲渡担保か真正譲渡かが論じられた。私見および判例法理を前提とするならば、このような区分自体が不正確な区分になる。なぜなら、債権譲渡担保も譲渡（移転）である点では同じだからである。¹⁸⁾

4 債権譲渡担保の対抗要件

(1) 権利内容と対抗要件

当事者の権利内容と対抗要件は、どのような関係にあるのであろうか。ここでも、約定非典型担保においては、当

事者の権利が存在することを前提として、その権利と一致する對抗要件を具備することによって対抗力が生ずるとの検討方法によるものとする。したがって、当事者の権利が不明確であったり、当事者の権利と異なる内容の公示方法によっては第三者対抗力が与えられないことになる。

(2) 第三債務者による債権者確知

債権譲渡担保の對抗要件としての通知は、その通知のみによって誰が自己の債権者（譲受人）になったのか明確になるものでなければならない。譲渡担保権設定の通知であったり、将来移転するという条件付移転の通知では、通知を受け取った第三債務者は、その時点では、債権がすでに移転したのか、あるいはまだ移転していないのかわからないから、自己の債権者を確知するという意味を有しない。¹⁹⁾ 對抗要件としての公示方法については、第三債務者に債権者を探知する義務を負わせるべきではない。これに対して、確定期日が明確な期限付移転の通知は、この意味で對抗要件として肯定することができる。

以上から、債権移転に関する通知は、第三債務者にとっては債権者を確知する機能とその先後によって第三者との優劣を決する機能とを果たしていることになる。²⁰⁾

(3) 最判平成一九・二・一五の意義

前掲最判平成一九・二・一五は、「譲渡担保契約に係る債権の譲渡については、指名債権譲渡の對抗要件（民法四六七条二項）の方法により第三者に対する對抗要件を具備することができる」とする。この判決については、以下のような指摘を行うことができる。

第一に、通知内容と對抗要件の関係が問題となる。民法四六七条の通知は、債権が移転したとの通知であり、もし債権譲渡担保により債権が移転していなければ、その對抗要件となりえない。前述のように、移転しない担保権であ

るといふ実体法上の権利と移転したといふ債権譲渡の通知はまったく内容が異なるからである。それは、通知を受領する第三債務者の立場からは、前述のように、通知によって誰に弁済しなければならないか一義的に明確でなければ、対抗要件の用を成さないからである。

第二に、第三債務者が不特定の場合は、前述のように、民法上の対抗要件を具備する方法がない。たとえば、AのBに対する賃料債権をCに譲渡し対抗要件を備えた場合でも、賃借人がDに交替したときは、民法上はAC間の債権譲渡における対抗要件の効力はDには及ばない。²¹⁾ ○○号室から発生する債権を特定すれば、賃借人が交替しても、一定期間内の第三者対抗要件を認めるのは、動産債権譲渡特例法という特別法により可能とするものであるが、民法によるものではない。しかも、第三債務者が交替した場合でも第三者対抗力を与えるとの法理は、わが国の債権の処分行為理論にはなじまないと考える。目的債権の処分は、物に対する物権の設定と異なり、目的債権の当事者が代われば別の目的債権になるからである。

第三に、譲渡後に債権者が交替した場合、譲渡の効力は新債権者に及ぶのであろうか。目的債権の特定のみによって対抗要件を具備できるとする構成では、譲渡人AがBに対する一〇年分の債権をCに譲渡し対抗要件を得た場合にも問題となる。譲渡後二年後に債権者AがEに交替した場合に、AC間の譲渡の効力が当然にEに及ぶかどうかである。契約上の地位の移転など当事者間の別途合意（賃借権の物権化による対抗）がない限り、現在の民法上の理論では、AC間の譲渡の効力は、Eには及ばない。この法理は、債権譲渡の場合だけでなく、債権質権の設定や差押えなどの場合にも共通して形成されてきたものである。

第四に、譲渡当事者および第三債務者が一定している場合には、常に有効に、その債権を譲渡でき、かつ、その対抗要件を具備できるのであろうか。この点について、前掲最判平成一一・一一・二九は、譲渡人の営業活動等に著しい

制限を加える場合や第三者に不当な不利益を与える場合には公序良俗違反となりうる。これについては、将来債権・集合債権の譲渡担保において詳論する(後掲三参照)。

5 債権譲渡担保の実行

債権質では、実行通知は必要ではない。目的債権の直接取立権が与えられている(民法三六六条)。また、担保権を証する文書を提出することにより裁判上の実行ができる(民事執行法一九三条)。

これに対して、譲渡担保債権者が自己の債権回収を第三者に対抗できるのは、どのような根拠に基づくものであるか。債権譲渡担保の実行根拠は、当事者の債権譲渡担保契約の合意とこの合意内容に合致する対抗要件による。すなわち、譲渡担保債権者は債権譲渡によって債権を取得し、この対抗要件を具備していることよって、第三債務者に取立権を行使でき、その結果をその他の第三者にも対抗できる。⁽²³⁾この場合、譲渡担保債権者は全額取立ることができ、差額がある場合は清算義務を負う。全額について移転の対抗要件を具備していること、取立額を被担保債権額に限定すると第三債務者は譲渡担保債権者と譲渡担保債務者に分散して支払う負担を負うことからである。

また、単なる私的実行特約は第三者對抗の根拠にはなりえない。近江教授、内田教授が、譲渡担保の私的実行を対内的効力に位置づけていることに留意しなければならない。⁽²⁴⁾

〈注〉

- (1) 債権・権利の譲渡担保については、鳥谷部「権利の譲渡担保(1)(2・完)」法律時報五二卷六号一〇八頁、七号二二頁(一九八〇年)、同「集合債権の譲渡担保と代理受領・振込指定(上)(下)」法律時報五六卷一二号一〇三頁、五七卷一号九八頁(一九八

四年)、同「債権の譲渡担保・その他の担保方法」米倉明他編『金融担保法講座Ⅲ』二二二頁(筑摩書房、一九八六年)、同「権利の譲渡担保」法律時報六五巻九号二一頁(一九九三年)を参照。また、最近の利用状況については、堀田親臣「担保の多様性に関する実態調査(一)(二)・定」アンケートの調査結果を中心として」広島法学三〇巻四号四七頁、三一巻一五六頁(二〇〇七年)を参照。

(2) 最近の裁判例として、最判平成一一・一・二九民集五三巻二号一五一頁、最判平成一二・四・二二民集五四巻四号一五六二頁、最判平成一三・一一・二二民集五五巻六号一〇五六頁、最判平成一三・一一・二七民集五五巻六号一〇九〇頁、最判平成一五・一二・一九民集五七巻一〇号三二九二頁、最判平成一九・二・一民集六一巻二号二四三頁などがある。

(3) 鳥谷部「非典型担保の検討方法」潮見佳男編『民法学の軌跡と展望』三三五頁(日本評論社、二〇〇二年)を参照。同様の指摘は、今尾真「債権の譲渡担保と債権譲渡の関係に関する序論的考察」明治学院大学法学研究七八号六頁(二〇〇五年)にも見られる。

(4) 担保目的ごとの検討については、椿寿夫「集合債権担保の研究」一六頁、四八頁(有斐閣、一九八九年)を参照。鳥谷部・前掲「集合債権の譲渡担保と代理受領・振込指定(上)」法律時報五六巻二二号一〇三頁などを参照。

(5) 目的物ごとの検討に基づき他の担保方法との比較を行ったものとして、鳥谷部・前掲「債権の譲渡担保・その他の担保方法」一一二頁、同「代理受領と法定相殺・相殺予約の競合(一)(二)」広島法学一八巻二号三二頁、同二九巻四号六一頁(一九九四・一九九六年)などを参照。

(6) 担保構造を中心に検討したものととして、鳥谷部「代理受領の担保構造とその効力」法律時報六一巻一三号八七頁(一九八九年)、同「相殺の第三者効は、現状のままではいか」椿寿夫編『現代契約と現代債権の展望②』三三三頁(日本評論社、一九九一年)、同・前掲「代理受領と法定相殺・相殺予約の競合(一)」三二頁などを参照。

(7) 鳥谷部「バブル経済後の不動産担保」二〇〇三年担保法改正の批判的検討」広島法学三一巻二号二八二頁(二〇〇七年)。

(8) 鳥谷部「譲渡担保における法律構成―所有権の構成と担保権的構成への疑問」林良平ほか編『谷口知平先生追悼論文集(第3巻)』一八四頁(一九九三年)参照。

(9) 鳥谷部・前掲「譲渡担保における法律構成」一九五頁以下を参照。

(10) それぞれの視点から新たな検討が行われている。たとえば、伊藤進「流動集合債権群譲渡担保・序論」法律論叢六七巻四・五・六号一六七頁(一九九五年)、今尾真・前掲「債権の譲渡担保と債権譲渡の関係に関する序論的考察」明治学院大学法学研究七八号六

頁、石口修「判例に現れた集合債権担保(一)(二元)」法学新報一〇卷一・二号二九頁、同五・六号一〇七頁(二〇〇三年)、北居功「合意の対外的効力に関する一考察」法学研究八〇卷七号一頁(二〇〇七年)などを参照。

(11) 不動産讓渡担保の認定について、鳥谷部「不動産讓渡担保の認定と効力」NBL八四九号二三頁(二〇〇七年)を参照。

(12) 吉田真澄「讓渡担保」二四八頁(商事法務、一九七九年)、角紀代忠「流動債権の讓渡担保」法律時報六五卷九号一五頁(一九九三年)、角「債権非典型担保」別冊NBL三二二号七九頁(一九九五年)などを参照。

(13) 第三者に対する効力(対外的効力)を論ずる場合に、当事者間の合意・権利内容を前提とせず論ずる傾向にある。約定非典型担保の第三者効は、当事者間の合意に基づいて発生した権利が存在することを前提とし、その内容に合致する對抗要件を具備している場合に第三者効を認めうるものであり、約定担保契約の場合に当事者の合意・権利と離れて、準用・類推適用などによって付与されるのは妥当ではないと考える。鳥谷部「讓渡担保の認定と仮登記担保法の適用」法律時報六三卷六号四二頁(一九九一年)、同・前掲「非典型担保の検討方法」三三五頁以下を参照。

(14) 当事者の権利については、多くの議論が行われてきた。鈴木祿弥「讓渡担保」二五〇頁(ダイヤモンド社、一九六六年)、鈴木祿弥ほか「座談会・銀行取引と讓渡担保(16)」(20)金融法務七八七号二三頁〜七九一頁(一九七六年)、米倉明ほか「座談会・今後の非典型担保」ジュリススト七三三三号七八頁(一九八一年)、現代財産法研究会編「讓渡担保の法理」一七二頁(有斐閣、一九八七年)、椿寿夫「集合債権担保の研究」六八頁(有斐閣、一九八九年)、道垣内弘人「担保物権法」二八五頁(三省堂、二〇〇五年)、近江幸治「民法講義Ⅲ担保物権(第2版)」三三八頁(成文堂、二〇〇五年)、内田貴「民法Ⅲ債権総論・担保物権」四八九頁(東大出版会、二〇〇五年)などを参照。

(15) 清算請求権については、肯定するのが判例・通説である。

(16) 受戻権について、不動産・動産の讓渡担保の延長上、多くの学説がこれを肯定してきた。債権讓渡担保については、意義が乏しいとの指摘は以前からなされていた。

(17) 鳥谷部・前掲「権利の讓渡担保(2)」一二三頁などにおいて、この当時、ゴルフ会員権や特許権などを含めて権利の讓渡担保として論じてきた。現在でも、ゴルフ会員権や特許権の讓渡担保においては、これらの権利自体に利用価値があるので、讓渡担保債権者に移転した後に、債務者の権利として受戻権が発生する。しかし、一般の指名債権・集合債権の場合は、事情が異なるので、受戻権は発生しないとして、区分しようとするものである。

(18) 譲渡担保か真正譲渡かの区分では、前者が担保なので債権が移転しない場合で後者は最初から完全に移転した場合の区分であると捉えられる傾向にあるからである。

(19) 債権譲渡担保の對抗要件に言及するものはきわめて多いが、債権譲渡の通知又は承諾とするのみで、その内容を検討するものは見当たらない。債権移転構成ならば、判例と同様に民法四六七項一項二項の通知を債権譲渡担保の對抗要件とすることができよう。

(20) 第三者が問合せて現在の権利関係を知るインフォメーションセンターの機能と第三債務者にとって自己の支払うべき債権者は誰かを確知する機能は別問題であることに注意を要する。ここでの對抗問題は後者の問題である。古屋壮一「ドイツ債権譲渡制度の研究」(嵯峨野書院、二〇〇七年)によると、前者の意味における債権譲渡の通知承諾によるインフォメーションセンター機能はフィクションであり、実際の機能を有しないとす。

(21) 債権譲渡の對抗力は、債権質権や債権差押えの場合もそうであるように、新たな第三者(A・C)の對抗要件後に当該建物を借りたDや当該建物の新所有者E)には及ばないと考えられてきた。ところが、池田真朗「債権譲渡法理の展開」二六〇頁(弘文堂、二〇〇一年)は、診療報酬債権に関する平成一一年最高裁判決から、特定性を充たせば他の一般債権の譲渡にも敷衍することが可能であるとす。

(22) 動産債権譲渡特例法の第三者對抗力については、法務省民事局参事官室「動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱中間私案補足説明」別冊N・B・L八六号二九頁(二〇〇四年)、法務省民事局参事官室第四課編「改訂版」Q & A債権譲渡特例法」三頁、九頁以下(商事法務、一九九八年)、植垣勝裕「小川秀樹」二問一答動産・債権譲渡特例法(三訂版)五頁(商事法務、二〇〇七年)などを参照。

(23) 吉田真澄・前掲書二四七頁、角・前掲「債権非典型担保」八〇頁では、債権質の準用又は類推適用によるとす。

(24) 近江幸治・前掲「民法講義Ⅲ担保物権法」二九九頁、内田貴・前掲「民法Ⅲ債権総論・担保物権」五三三頁参照。